

第2回 教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン作成検討会 議事概要

日時：令和4年3月17日（木）10時～12時

○委員、●事務局

1. 議事

1) シンポジウム・セミナーの実施事例等について

2) 第1回検討会の主なご意見とガイドライン案への反映について

3) 教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン及び各実施マニュアル案について

○疑似体験と表現するのは適切ではない。接遇ガイドラインの検討会における議論も参考としつつ、障害について単に疑似体験するのではなく、社会的な障壁やその解決方法を共感的に理解することが目的であることを記載すべき。

○心のバリアフリーや障害の社会モデルの考え方はハード面にも及ぶものであり、ハード整備にあたり前提となるべき当事者参画が不十分であることにより社会的障壁を作っているというのが「障害の社会モデル」の考え方となる。このような考え方が適切に反映されていない箇所があるので、記載内容を精査すべき。

○障害者権利条約では、障害に対する「意識の向上」のために「障害者の権利及び尊厳を尊重する」という視点が重視されており、多様な現状の取組が人権の尊重についての意識向上につながっているのかについて再検証すべき。

○本ガイドラインで紹介する多様な事例の成果は評価しつつも、どのように意識の向上につながっているかという意味で、課題は課題として明確に表現する必要がある。

○(公財)日本ケアフィット共育機構では、2015年から、小学校3～4年生を対象とした出張授業である「おも活」を実施している。ガイドラインで事例紹介する予定の取組は、本検討会委員の有識者や障害当事者団体の協力を得て、2021年度から18学校43クラス、約1,000名の児童等を対象とした取組となっている。

○プログラムでは、障害の有無に関わらず自分事として理解するという点をポイントとしており、身近な例を通じて、自分事として理解するための議論や対話を実施している。

○障害の社会モデルの理解については、仮定の例において困りごとが生まれた状況を自分事として、環境が変わることで困りごとが生じる状況を体感してもらい、解決方法等を考えるプログラムとなっている。実施後には小学校3～4年生でも実際にできる声かけ等の行動を伝えており、児童本人や教員から障害理解に関するポジティブな意見も多い。

○なお、社会モデルを正しく理解して教育するため、担当講師も基本的なことを学んでもらった上で、内容に差がないようプログラムを提供している。

○(一社)手をつなぐ育成会連合会では、啓発キャラバン隊として、幼稚園・小中学校・高校等の年代に応じて知的・発達障害への理解を得るための啓発活動を実施している。現在は全国に約100チームがある。

○発達障害や知的障害について、見え方の違いや手先の器用さ、数字が理解しづらい等の困難や

違いについて、身近なモノや演劇を通じて社会的障壁を体験するといったプログラムにより啓発を図っている。

○全国の啓発キャラバン隊でどんどん新しい取組が進められ、育成会会員以外の参加者も含め、多くの学校からの要望を受け実施している。

○(一社)福岡市ろうあ協会では、聞こえないという実体験、疑似体験を通じた啓発活動を行っている。聞こえないという体験はなかなか難しいが、ヘッドホンをして店員とコミュニケーションをとる体験や耳栓をして映画を見て内容が把握できないといった疑似体験の例を提案している。

○疑似体験で本当の体験をできる訳ではなく、聞こえないことで情報を得ることができないこと、様々な情報があってはじめて聞こえる人と対等な意見を言えること等についても説明しながら啓発を図っていく必要がある。

○また、(一財)全日本ろうあ連盟では、「聞こえないというのはどういうことなのか」ということを、授業を通じて小中学生が理解するためのソフトを作成するとともに、家庭での自主学習で児童・生徒が楽しみながら聞こえないことを理解するソフトを作成中である。

○心のバリアフリーを進めるにあたり、学校教育が担う役割は非常に大きく、将来の福祉のまちづくりの担い手を育成することが重要と認識している。

○インクルーシブ教育と心のバリアフリーにつながる障害の社会モデルとの考え方をしっかりと整合することが必要であり、この点をガイドラインに示すことが良い指導・良い学習につながる。体験型学習を、単なる体験で終わらせるのではなく、社会生活上の、確かな原体験とし、これを心のバリアフリーの意識につなげることが必要。

○学校現場では、例えば総合的な学習の時間の単元構成の中で工夫しつつ、どのタイミングでどの狙いでバリアフリー教室を実施するかといった検討をしている。全体の単元構成とその学びを通して、いかに社会モデルの意識へアプローチを図るかについて、具体例が実施マニュアル(バリアフリー教室編)に記載されている。

○体験型学習における気付きや知識を自己の生きる力として進化させていくことが必要。このような観点からアウトプットの活動を意識することが重要となる点について、実施マニュアル(バリアフリー教室編)に適切に反映されている。

○札幌市では広報啓発の取組について、実施マニュアル(適正利用等の広報啓発編)に3事例が掲載予定となっている。

○平成27年度のバリアフリー基本構想改訂に基づき心のバリアフリーの普及啓発を進めるパンフレット等を作成している。歩道のバリアフリー整備事業のパンフレットとして、点字ブロックに物を置かない、自転車を停めないというような配慮も含め、道路整備を進めるタイミングで町内会や沿線の住民に配布し、心のバリアフリーの普及啓発に努めている

○バリアフリースイールの適正利用のシールを作成している。大規模店舗では、バリアフリー設備の整備が義務付けの対象となるため、該当する施設が整備されている店舗等にも送付し普及啓発に努めている。

○心のバリアフリーガイドについて、障害だけでなく難病等のバリアについて記載するとともに、

ヘルプマークやバリアフリートイレにおけるユニバーサルシートの設置事例等の情報も盛り込みながら、理解の促進に努めている。また、より早い段階からバリアフリーへの理解を進める意図で、小学校4年生に配布する“わかりやすい版”も作成し、親しみやすい内容になるよう工夫している。

○ガイドラインでは、障害への理解や配慮・手助けなどが主眼となっているが、ある種の行動が障壁となる場合があるということも掲載できないか。具体的には、点字ブロック上で立ち止まることや歩行の邪魔になる場所に自転車を停めることが視覚障害者の障壁となること、歩きスマホや自転車のながら運転が危険であることについて、トラブル事例等の形で掲載できると良い。また、ガイドラインに盛り込むのは難しいかもしれないが、白杖が壊れたり、ケガをした場合の対処方法についても言及できないか検討してはどうか。

○「障害特性の主な特性と移動の際の困りごと」を記載するにあたり、認知機能低下や高次脳機能障害についても紹介すべき。

○実施マニュアル（適正利用等の広報啓発編）では「表現方法の工夫」を推奨する必要があるが、わかりやすい表現を心がけた上で複数の障害当事者による確認を行うことや、情報量のコントロール、必要に応じた補足資料の用意等について、マニュアルで記載できると良い。

○認知機能障害、高次脳機能障害は多様であり、内部障害や見えにくい障害（知的・機能・精神障害）と近い部分はあるが、違う部分について表現を検討すべき。

○体験型学習を通じて理解を深める中でも、社会の側も変容し、今後とも変容していくということを表現しつつ、障害者当事者と繰り返し議論をしながら、どのように社会が変容していくべきかを考えることも重要であるという点を記載できると良い。

○「障害特性の主な特性と移動の際の困りごと」を記載することは良いが、多様な障害当事者のご意見を踏まえつつ、記載内容を見直すべき。

○重症心身障害児（者）は、全国に約 43,000 人いると言われており、人工呼吸器等の高度な医療を必要とする方も少なくないため、「障害特性の主な特性と移動の際の困りごと」として重症心身障害についても記載すべき。

○重症心身障害の主な特性としては、寝たきりで全介助の方が多く、嚥下障害や体温調節が困難な方もいる。コミュニケーションに関しても、発語がない方が多く、意思表示が難しいために、日頃から慣れた方が、表情やサインを読み取る必要がある。視力や聴力に問題を抱える方もいるため、眩しさや環境音に関しての配慮も必要となる。

○移動の際の困りごととして、車椅子で自走できるような方はほぼおらず、体の変形や拘縮・筋緊張があり、ストレッチャータイプ等の大きな車椅子を、それぞれの体に合わせて作成し、人工呼吸器・吸引器・ネブライザーなどの医療機器や電源・酸素等を積むことで、荷物が多く移動が大がかりになる。姿勢についても呼吸と密接な繋がりがあるため、注意が必要。

○車椅子使用者駐車場施設の適正利用ポスターについて、障害者の国際シンボルマークは車椅子使用者に限らないすべての障害者を意味するものであり、今後利用対象者に応じた表示のあり方について検討すべき。また、パーキング・パーミット制度の制度名称等について検討すべき。

●現在、車椅子使用者用駐車施設等のあり方について本検討会とは別に検討を進めている。

○行政職員が正しい理解を学ぶ機会を提供することも重要。例えば、実施マニュアル（まち歩き点検等編）で専門家の支援について記載するにあたり、どこでどのような専門家の支援が可能となるかについて、専門的な研修課程の受講やバリアフリープロモーター制度の活用も含め、具体的に記載すべき。

○体験型学習を通じて心のバリアフリーや障害の社会モデルを理解する取組において、事前学習や事後学習が強調されているが、とても重要な視点である。

○障害当事者の側における気付きを社会に発信していく努力は障害当事者団体の重要な役割であると認識している。

○障害者差別解消法やバリアフリー法等のリーフレットのように、「車いす」の表記で統一してほしい。

○障害の社会モデルに関する理解を当事者参画の下で普及するにあたり、障害当事者自身が正しく理解することと、これを担保する研修等の実施が重要である点について記載すべき。また、教育啓発特定事業のような理解啓発の取組のポイントは、学校等の教員、公共交通事業者の職員等が正しい理解の上に企画・推進できるかにあり、このようなポイントについても記載すべき。

○「疑似体験」の用語の用い方、「障害」「障がい」の表現のあり方についても統一的な表現を検討すべき。特に「障害」については、障害の社会モデルの立場では、社会的障壁が「害」であり、これを取り除くことが社会的責務であるという考え方であるため、この点からは「障害」の表現が適切。

●本ガイドラインはバリアフリー法に基づく基本構想の位置づけに基づき実施される教育啓発特定事業のガイドラインであり、法令用語との整合という視点も踏まえるべきと考える。

○本文中に「バリアフリートイレ」と記載すべき箇所に「多目的トイレ」の用語があり、記載を統一すべき。

●「障害特性の主な特性と移動の際の困りごと」についてさまざまなご意見をいただいているため、今後各委員に確認させていただきつつ、修正を検討する。

○心のバリアフリーについて多様な取組の結果、障害の特性の理解や個人特性の違い、障害を正しく理解することとともに、受講者自身が認識や考えを変える必要性についても記載できると良い。

○外部の専門家の活用について、文部科学省で特別支援教育の推進について、外部専門家が学校教育と連携しながら取り組んでいる施策や事例がある。障害当事者の支援に直接関わっている

専門家もいるため、連携について視野に入れて記載すると良い。

○心のバリアフリー、障害の社会モデルの学校教育を通じた啓発について、障害の有無というカテゴリー分けだけでなく、もし自分自身が何らかの障害を負った場合でも、社会生活を送りやすいということを啓発できると、受け止め方が自分事に近づくのではないかと思うので、そのような視点を反映できると良い。

○実施マニュアル（シンポジウム・セミナー編）における情報保障の例として、聴覚障害者の講師と参加者の間で意思疎通を図るために手話通訳を配置する場合、手話通訳者がステージ上にいると、比較的に見にくく大変な場合があるため、場面に応じた場所に配置する等と表現した方が良い。

○ガイドラインでは「聞こえないからこうである」というような表現ではなく、同じ聴覚障害者であっても、性格等に応じて対応が違う場合もあるということも追記できると良い。

○ガイドライン案については、本日の意見等の反映を事務局で各委員に丁寧に相談した上で、最終的には委員長の一任とする。

2. 今後の進め方

●ガイドラインの公表は本年6月頃を予定している。

（以上）